

時、福岡警察署連査は最初より現場にありて我々の行爲を默許した^下り我々が録録を張り終つたのを見送した上、警察が仲敷をすゝめからと詰つて拘束した。拘束されたる同志は岩田軍藏、沖宗太郎君外二十六名、翌七月一日は被拘束者の家族一親爺がやられたところは、息子、息子がやられた所は親爺一及他支部組合員に全水九聯の同志諸君の應援あり現場には前日にも増して動員された。被拘束者の中、岩田軍藏、沖宗太郎、大野甚三郎、西島治七君は福岡市土手町未決監に拘禁され、不起訴にて釋放された西島君を除き他の三名は業務妨害の名の下に福岡區裁判所檢察岡利夫により起訴され八月九日公判、翌十日左の判決言ひ渡しを受け同日賃付で出所した。公判に動員されなる人員百五十余名

懲役 四箇月（三年間執行猶豫）岩 出 軍 藏 君
（未決拘留三十日算入）
同 三箇月 同 沖 宗 太 郎 君
（同）
同 同 同 大 野 甚 三 郎 君
（同）

この間松園支部主体となり警察署へ對する被拘束者釋放要求、或は市役所、知事官舎への陳情オキを敢行し整理組合との交渉を重ね七月二十三日保證問題は次の如く解決した。濱地二反八畝に付保證金六百六拾參圓九拾錢（日農關係のもの約二倍に達する）事件勃發と同時に石川柳郎君は整理組合長大神熊次郎、組合副長橋本樞太郎、請負人久保縣技手大塚虎雄を業務妨害、器物毀棄罪の犯行ありとし福岡區裁判所檢察局に告發したるも保證問題解決の後これを